# 入院中の歯科診療連携について

当院は、診療報酬に定める【口腔管理連携加算】について、以下の施設基準を満たした医療機関として届出を行っています。

【施設基準】

①当院は、歯科診療を提供していない医療機関であり、入院中に歯科受診を要すると医師が判断した場合、歯科医療機関連携を行い、あらかじめ歯科訪問診療を依頼するための方法について取り決めを行い、連絡先や連絡方法についての提供を受けています。

②入院中に連携歯科医療機関から訪問診療を受けていただいた実績があります。

③全ての入院患者に、入院後速やかに口腔状態に係る課題を評価する体制が整備されています。

④入院患者に対し、適切な口腔管理を提供するとともに、歯科治療が必要な場合は連携歯科医療機関へ訪問診療を依頼する体制が整備されています。

⑤入院中口腔状態に課題があるが、歯科診療を要しない場合は、退院後の歯科受診を促すことがあります。

上記施設基準に基づき、連携歯科医療機関による診療を受けられた場合【口腔管理連携加算(600 点)】を算定します。歯科診療を受けられた場合、当院の治療費とは別に費用がかかります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【取り組み】

上記施設基準に基づき、入院中食事摂取や感染管理上の問題により、当院での治療に支障が生じる場合は、連携歯科医療機関に診療を依頼することがあります。

【連携歯科医療機関】

はしもと歯科医院

〒534-0015　大阪市都島区善源寺町 1-5-54　都島高砂ビル 2F

Tel　06-6923-2310